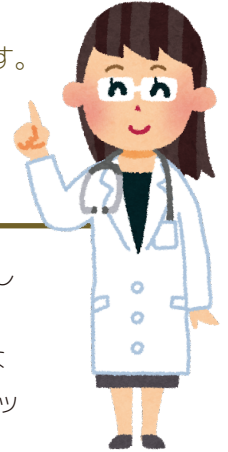


# 『人事・労務』実務の基礎知識 9 安全衛生 その1

隔回でお届けしています『人事・労務』実務の基礎知識シリーズは、今号から2回にわたって「安全衛生」を取り上げます。その1では、安全衛生管理体制の概要と衛生委員会の実務について解説します。



## 1. はじめに

「労働安全衛生法」は、職場における労働者の安全を確保し、快適な職場環境を提供することを目的として、1972年に労働基準法から分離独立した法律です。

高度成長期における労働災害の急激な増加から、変化する労働環境に合わせ、現在まで様々な改正がなされており、2015年にストレスチェックが義務化され、2019年には、健康管理の観点から、高度プロフェッショナル制度対象者を除くすべての労働者の労働時間の状況を把握することが義務付けられました。

## 2. 安全衛生管理体制の概要

企業は、事業活動を行うにあたって、従業員の安全と健康を守る義務があります。安全衛生管理体制を構築することにより組織的かつ効率的に従業員の安全と健康が守られ、責任や権限を明確化することにより従業員自らも自主的に参加することが求められます。

労働安全衛生法においては、事業場の規模や業種に応じて管理組織の設置が義務付けられており、それぞれの委員会と役職は右表の通りです。

委員会・役職	役割	要件
安全委員会	労働者の危険を防止するための対策等、安全に関わる重要事項の調査審議を行い、事業主に意見を述べる	常時50人以上の労働者を使用する一定の業種の事業場で設置の義務あり
衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための対策等、衛生に関わる重要事項の調査審議を行い、事業主に意見を述べる	業種を問わず、常時50人以上の労働者を使用する事業場で設置の義務あり
総括安全衛生管理者	事業場ごとに選任し、安全・衛生に関する業務を統括管理する者	業種によって選任すべき規模要件が異なる
安全管理者	安全に関わる技術的事項の実施	常時50人以上の労働者を使用する一定の事業場で選任義務あり
衛生管理者	衛生に関わる技術的事項の実施	常時50人以上の労働者を使用する <u>すべての</u> 事業場で選任義務あり
産業医	健康診断の実施やその結果に基づく措置の他、労働者の健康管理に関する専門的助言や指導	常時50人以上の労働者を使用する <u>すべての</u> 事業場で選任義務あり
安全衛生推進者 (業種により衛生推進者)	労働者の安全・健康管理に関わる業務	常時10以上50人未満の労働者を使用する事業場で選任義務あり

※安全委員会の設置義務がある事業場は、同時に衛生委員会を設置する義務があり、安全衛生委員会に一本化して設置することができます。

### (1) 産業医の役割

産業医に期待される主な役割は、次の通りです。

- ・健康診断の実施とその結果に基づく、労働者の健康を保持するための指導助言
- ・ストレスチェックの実施とその後の面接指導
- ・健康教育、健康相談、その他健康促進のための活動
- ・職場の定期的な巡視（少なくとも毎月1回※）
- ・作業環境の指導、助言
- ・健康障害が発生した場合の原因調査と再発防止のための指導 など

※毎月、一定の情報が事業者から産業医に提供される場合には、2ヶ月に1回以上とすることが可能



特にストレスチェックでは、業務内容や勤務状況等を知る産業医が行うことにより、適切な指導が行われることが期待されています。また、うつ病や適応障害といった心の病気が増加している今日、産業医には、メンタル不調の予防、早期発見・早期解決、退職から復職までの面談などの対応が求められています。



## (2) 産業医の選任

産業医は、常時使用する労働者が50人以上のすべての事業場で選任することとなっていますが、法人の代表者等が自らの事業場の産業医を兼務することは禁止されています。

なお、常時使用する労働者が1,000人以上（有害業務の場合は500人以上）の事業場では、その事業場に**専属の産業医**を選任しなければなりません。専属産業医は、嘱託産業医（非常勤）と違い、一つの事業場に属していることが必要です。

ただ、「専属」の定義を示した通達等はなく、常駐や雇用契約が絶対条件として求められているわけではありません。

## (3) 衛生管理者の役割

衛生管理者の主な役割は、次の通りです。

- ・健康に異常のある者の発見及び処置
- ・作業環境の衛生上の調査
- ・作業条件、施設等の衛生上の改善
- ・救急用具、労働衛生保護具等の点検及び整備
- ・衛生教育、健康相談
- ・職場の定期的な巡視（少なくとも週1回）

## (4) 衛生管理者の選任

衛生管理者の選任人数は、右表の通り事業場の労働者数に比例しています。

なお、「常時1,000人を超える労働者を使用する事業場」または「常時500人を超える労働者を使用し、かつ法定の有害業務に常時30人以上の労働者を従事させている事業場」では、衛生管理者のうち、少なくとも一人を専任（専ら衛生管理者の職務を行うこと）しなければなりません。

事業場の規模（常時使用する労働者の数）	選任数
50人～200人	1人以上
201人～500人	2人以上
501人～1,000人	3人以上
1,001人～2,000人	4人以上
2,001人～3,000人	5人以上
3,001人～	6人以上

## (5) 小規模事業場の安全衛生管理体制

産業医や安全管理者・衛生管理者の選任義務がない50人未満の小規模事業場では、安全衛生管理体制を整備する必要がないかということ、そんなことはありません。事業場の規模が小さくても労働災害が起こる可能性はあり、一定の安全衛生管理体制を構築することが求められています。

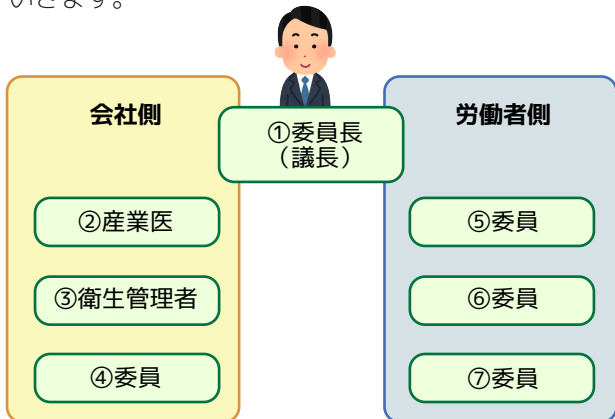
具体的には、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、業種によって、**安全衛生推進者**か**衛生推進者**を選任することが義務付けられており、右のような職務を担当させなければなりません。

- ・労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ・労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ・安全衛生に関する方針の表明に関すること
- ・危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ・安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること



### 3. 衛生委員会の基本と実務

衛生委員会は、従業員の健康や職場環境などについて、事業場の管理者と労働者が話し合う会議体で、衛生委員会の目的は、従業員が安心・安全に働ける職場環境をつくることです。そのため、衛生委員会では、メンタルヘルス対策、労働災害の原因および再発防止といった安全と健康に関するさまざまな事項について協議し、会社として取り組むべき課題とその対策について決めていきます。



#### ■衛生委員会の構成

衛生委員会のメンバーは委員長（議長）と委員により、会社側と労働者側が半数ずつで構成します。人数は明確に定められてはいませんが、左図のような7人体制が望ましいとされています。もちろん事業場の規模にあわせて委員の人数を多くすることや、状況に応じて5人体制にすることも可能です。

委員は、事業者が指名することとされており、議長となる委員以外の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければなりません。

#### ■衛生委員会開催の注意点

- ・ 衛生委員会は、**毎月1回以上**開催するようにしなければなりません。
- ・ 原則は業務時間内に開催し、所要時間は30分ほどが望ましいとされています。
- ・ 開催の都度、委員会における議事の概要を**労働者に周知**する（常時作業場の見やすい場所に掲示／オンラインツールを活用するなど）ことが必要です。
- ・ 開催ごとに、委員会における議事で重要なものに係る内容を**議事録に記録**し、**3年間保存**しなければなりません。

#### ■衛生委員会の進め方

衛生委員会で話し合うべき内容を右表にまとめましたので、参考にしてください。



また、参考として、衛生委員会を30分で開催する一例をご紹介します。

テーマ	内容
職場の状況	次の内容について衛生管理者が報告し、状況の確認や改善に向けた意見交換を行います。 ①労災の発生状況、職場のヒヤリハット事例の共有。また、今後に向けた予防策 ②私傷病や退職者の発生状況の報告 ③その他、会社からの議題や相談事項
職場巡視	衛生管理者から職場巡視の結果を報告共有し、作業環境改善のためのアイデア出しおよび改善に向けた意見交換を行います。
長時間労働	長時間労働の状況について衛生管理者が報告し、対策について協議を行います。 ●長時間労働者の発生状況の報告（長時間労働者の人数、発生理由） ●長時間労働者面談の件数の報告
健康診断	健康診断の実施状況（健診の受診率、再検査・再受診者へのフォロー、事後措置の産業医面談の人数、就業配慮等の対応など）について衛生管理者が報告します。
産業医面談	産業医面談の状況（メンタル不調、退職・復職、健康相談など産業医面談を実施した件数と概要）について衛生管理者が報告します。
その他	季節特有の健康問題について注意喚起および対策について協議します。 ストレスチェックの実施状況（受検率、高ストレス者の人数、高ストレス者面談の人数など）および集団分析結果について衛生管理者が報告します。

